



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギュっとちゃん」

## 第3次佐賀県犯罪被害者等支援推進計画 被害者等支援の現状、基本方針及び具体的な取組

# 目 次

1 支援のための体制整備・人材育成	.....	1
(1) 相談、情報の提供等	.....	1
(2) 民間支援団体等に対する支援	.....	5
(3) 人材の育成	.....	6
2 日常生活回復に向けた支援	.....	9
(1) 日常生活の支援	.....	9
(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	.....	11
(3) 安全の確保	.....	14
(4) 居住の安定等	.....	16
(5) 雇用の安定	.....	18
(6) 保護又は捜査の過程における配慮等	.....	19
(7) 経済的な助成に関する情報の提供等	.....	20
3 県民の理解増進	.....	22
(1) 県民等の理解の増進	.....	22
(2) 意見の反映	.....	24

# 被害者等支援の現状、基本方針及び具体的な取組

## 1 支援のための体制整備・人材育成

### (1) 相談、情報の提供等

#### ○ 現状

犯罪被害者等は、突然の事件や事故により、被害直後から様々な問題に直面します。

しかし、多くの犯罪被害者等は、精神的に混乱した状況の中で自身が抱える問題を十分に認識できず、相談すべき窓口さえ見つけられないまま判断を迫られ、更に困難な状況に陥ることがあります。

また、各種相談窓口担当者の理解不足や配慮に欠けた対応などにより、必要な支援情報が得られず、二次被害を受けてしまう場合もあります。

#### ○ 基本方針

犯罪被害者等が市町の総合的対応窓口や関係機関等の各種相談窓口へ相談しやすい環境を整備するとともに、支援に関する情報が適切に提供されるよう、被害者支援に携わる者の実務能力を向上させるため各種取組を推進します。

#### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	犯罪被害者等支援ネットワークの連携	県内において重大事件等が発生した場合、事案の規模や重要性等を判断し、必要に応じて、「支援調整会議」や「犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会」(通称：V S 協議会) 等を活用し、緊急対策会議等を開催するなど連携した対応に努めます。	くらしの安全安心課 警察本部広報県民課
		「犯罪被害者等への支援提供体制強化に関する協定」(通称：四者協定)、「犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会」(通称：V S 協議会)、犯罪被害者等支援庁内連絡会議その他の犯罪被害者等支援を行う関係機関・団体において、相互に連携し、支援ネットワークの充実強化を図るとともに、個別の事案発生時には、各機関、団体が連携して、犯罪被害者等が抱えている問題や課題、そして心情に配意した支援活動を行います。	各機関・各課

No	施策名	施策概要	担当
②	犯罪被害者等支援施策に関する情報提供	県民や犯罪被害者等支援に携わる者が、犯罪被害者等支援施策を幅広く周知できるよう県のホームページや広報誌など様々な媒体を利用して犯罪被害者等支援に関する情報について総合的な発信を行います。	くらしの安全安心課
③	市町の総合的対応窓口等との連携	市町の総合的対応窓口等との連携を強化するため、民間支援団体に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、助言指導・情報交換等に努めます。 また、市町に犯罪被害者等支援調整会議への参加を呼び掛け、地域における支援体制の充実を図ります。	くらしの安全安心課
		犯罪被害者等の要望を適切に把握とともに、市町を始めとする関係機関・団体等との迅速な情報共有に努めます。	警察本部広報県民課
④	刑事手続等に関する情報提供	今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引き」等を犯罪被害者等の態様に応じて配布とともに、捜査に支障のない範囲で捜査状況、検挙状況、加害者の処分等について連絡を行います。	警察本部広報県民課 警察本部刑事企画課
⑤	警察署犯罪被害者支援ネットワークの連携	各警察署単位で構築している警察署犯罪被害者支援ネットワークの積極的活用により、地域における犯罪被害者支援体制の連携強化に努めます。	警察本部広報県民課
⑥	各種相談窓口の充実、周知広報の徹底	精神保健福祉センター、女性相談支援センター、児童相談所、DV総合対策センター、人権啓発センターさが、さが多文化共生センター等各種相談窓口の充実と担当者の対応能力の向上に努めます。 また、広報等を通じて積極的に相談窓口に関する情報提供を行います。	くらしの安全安心課 人権・同和対策課 障害福祉課 男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課 多文化共生さが推進課 警察本部関係各課

No	施策名	2 施策概要	担当
⑦	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等に関する関係地域ネットワークの連携	DV、児童虐待や高齢者虐待、障害者虐待など、家庭内のあらゆる暴力防止を視野に入れた対応を図るため、情報交換などを推進するとともに、問題が複合する困難事例に適切に対応できるよう連携の強化に努めます。	長寿社会課 障害福祉課 男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課 警察本部人身安全・少年課
⑧	学校内相談体制の充実	被害児童生徒の不安、悩みに対応するため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを学校に派遣する等、学校内の相談体制の充実を図ります。	学校教育課生徒支援室
⑨	被害児童、保護者に対する相談機関紹介	被害児童生徒や保護者に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等に関する情報提供を行います。	法務私学課私立中高・専修学校支援室 学校教育課生徒支援室 警察本部人身安全・少年課
⑩	教育センター等への心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	心理学、教育学等に関する専門職員等を教育センター等に配置し、相談窓口を充実させます。	学校教育課生徒支援室
⑪	児童虐待相談担当者研修の充実等	児童相談所は、広く児童や家庭からの相談に一次的に対応する市町職員に対する研修の充実等により、専門性の向上を図ります。	こども家庭課
		児童虐待防止や相談体制の充実を図るために、学校関係機関との連携を強化しながら、市町に設置されている要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。	こども家庭課 学校教育課生徒支援室
⑫	児童相談所等における相談対応	児童虐待等のより困難な相談や緊急性の高いケースについては、児童相談所において対応します。	こども家庭課
⑬	障害者虐待防止の相談対応	市町の障害者虐待防止センター及び県の障害者権利擁護センターにおいて、障害者の虐待に対する通報や相談に対応します。	障害福祉課

No	施策名	施策概要	担当
⑯	高齢者虐待防止の相談窓口の充実等	高齢者虐待防止、権利擁護対応に関する市町職員及び地域包括支援センター職員の対応能力の向上を図り、相談窓口の充実に努めます。	長寿社会課
⑰	困難を抱える女性のための居場所づくり・相談場所の活用	生活する中で不安を抱える女性を対象に「ほっとカフェ」を開催し、社会福祉士等による相談支援や生活用品等の配布を行います。	男女参画・女性の活躍推進課
⑱	外国人の犯罪被害者等への情報提供の充実	外国人に対して、被害に遭った際の相談窓口、支援内容等について周知を行います。	くらしの安全安心課
⑲	「犯罪被害者等支援ハンドブック」、「犯罪被害者等のためのノート」等の活用	日頃から関係機関等の犯罪被害者等支援に関する情報の共有に努めるとともに、犯罪被害者等の相談や情報提供等においては、「犯罪被害者等支援ハンドブック」、「犯罪被害者等のためのノート」等を活用し、犯罪被害者等が望んでいる支援へ的確につなげていきます。	各機関・各課

## (2) 民間支援団体等に対する支援

### ○ 現状

県では、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された被害者支援ネットワーク佐賀VO ISS（以下、「佐賀VO ISS」という。）と連携し、犯罪被害者等支援に取り組んでいます。

佐賀VO ISSは、電話や面接等の相談業務のほか、病院や裁判所等への付添い等、犯罪被害者等の多様な問題や課題に被害後早期から中長期にわたって柔軟に対応ができる体制を備えています。そのため、関係機関が相互に連携した支援を行う上で、重要な役割を担っています。

### ○ 基本方針

県は、犯罪被害者支援の中核を担う民間支援団体に対して、犯罪被害者等からの支援要望について積極的に情報共有を図るとともに、支援員の確保や技能の向上、財政基盤の強化に関する情報提供等の各種取組を推進します。

### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	民間支援団体等への情報提供等	「犯罪被害者等への支援提供体制強化に関する協定」に基づき、民間支援団体等と連携を図り、犯罪被害者等の要望に応じた情報提供を行うことで、被害後の早期段階から支援を実施できるよう努めます。	くらしの安全安心課 警察本部広報県民課
②	民間支援団体等に対する基盤強化のための各種支援	民間支援団体等に対し、市町職員等の技能向上のための助言・指導等のほか、民間支援団体の取組等に関する県民への周知などを通じて、犯罪被害者等支援活動のための基盤強化に努めます。	くらしの安全安心課 警察本部広報県民課

### (3) 人材の育成

#### ○ 現状

犯罪被害者等支援に携わる者には、支援に関する様々な制度や犯罪被害者等の心身の回復に関する知識が求められており、このような知識・技能を持つ人材が不足しています。

#### ○ 基本方針

犯罪被害者等支援に携わる県や市町の職員、民間支援団体の職員や、相談対応、家事・育児等生活支援を提供する民間支援団体の職員やボランティア等が犯罪被害者等支援に関する十分な知識・技能を習得できるよう人材の育成を図るなど各種取組を推進します。

#### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	犯罪被害者等に初期に接する者の研修	医療従事者、消防、救急隊員など、犯罪被害者等に最初に接する可能性のあるものや、保健福祉教育機関等の関係者に対し、犯罪被害者等の心情や支援について研修を行います。	各機関・各課
②	警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修	警察職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修等を行い、犯罪被害者等の抱えている問題や課題に応じたきめ細やかな支援を行うための知識、技能の向上を図ります。 男性やL G B T s の方の性被害等について、犯罪被害者の心情に配意した捜査及び被害者支援を推進するため、専門的知識を有する講師等による研修等を行います。	警察本部関係各課
③	犯罪被害者等支援従事者に対する心理的影響に対する配慮	犯罪被害者等支援に従事する職員や犯罪被害者等から相談を受ける相談員は、犯罪被害者等に寄り添う支援を行うことで自らも同様のストレスを受けることがあることから、代理受傷に関する研修を行い、ストレスに備えさせるなどの配慮を行います。	警察本部広報県民課

No	施策名	施策概要	担当
④	市町職員等を対象とした研修会等	市町職員等を対象とした「犯罪被害者等支援のための研修会」を開催するなど、犯罪被害者等支援についての理解促進と窓口対応による二次被害防止を図ります。また、市町職員等向けの「犯罪被害者等支援ハンドブック」を支援対応の「手引き」となるように整備し、活用を促進するとともに、支援対応の向上につなげます。	くらしの安全安心課
⑤	ボランティア育成研修会等	佐賀VOISSと連携し、広く犯罪被害者等支援ボランティアを募り、「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を開催します。 また、市町や地域で活動する団体と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等支援について理解促進を図るなど、生活支援を担うボランティアの育成などに努めます。	くらしの安全安心課
⑥	DV相談体制の整備・充実	DV相談窓口を設置している機関は、DV被害者支援に関する諸手続きの知識や適切な支援を行うことができるよう、機会を捉えて実践的な研修への参加促進や、実施している研修内容をさらに充実させるようにします。 市町に対しては、他の市町に居住する住民からの相談にも対応するよう協力を求めます。	男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課

No	施策名	施策概要	担当
⑦	児童虐待に係る相談体制整備の研修	児童相談所等において、児童虐待の相談支援体制整備や相談員の資質向上のための研修を行います。	こども家庭課
⑧	児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修	教職員に対し、児童・生徒が犯罪被害に遭遇した時の危機対応について、各種研修講座で研修の充実に努めます。	学校教育課生徒支援室
⑨	V S 協議会の各機関・団体における相談対応者に対する研修	V S 協議会に加入する各機関・団体において、相談対応者に対するカウンセリング等研究会を開催し、対応能力の向上を図ります。	警察本部広報県民課

## 2 日常生活回復に向けた支援

### (1) 日常生活の支援

#### ○ 現状

犯罪被害者等は突然の事件や事故に遭遇することにより、精神状態が不安定な状態となり通常の日常生活に加えて事件や事故に起因する各種刑事・行政手続に対応しなければなりません。

また、事件や事故のショック等により、家事や育児が困難となり、日常生活そのものが破綻するおそれもあります。

#### ○ 基本方針

日常生活を営むことに支障が生じた犯罪被害者等には、通院時の付添い、家事、育児等、再び平穏な生活を営むための支援など、各種取組を推進します。

#### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	民間支援団体等が行う直接支援等の情報提供等	民間支援団体等が行っている付添支援等の直接的支援や相談支援等の情報提供等に努めます。	くらしの安全安心課 警察本部広報県民課
②	介護・育児サービス等の情報提供等	介護・育児サービス子育て支援等の情報の提供等に努めます。	長寿社会課 こども未来課
③	生活困窮に陥った場合等の支援	生活自立支援センターにおいて、生活困窮者自立支援法により、支援員が相談に応じ、利用可能なサービス等の紹介や支援プランを作成するなど、自立に向けた支援を行います。 また、犯罪被害により働き手を失うなどして収入が減少した場合、福祉事務所において、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被害者世帯の自立を助長します。	社会福祉課

No	施策名	施策概要	担当
④	生活福祉資金貸付制度を活用した支援	佐賀県社会福祉協議会が、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。	社会福祉課
⑤	「犯罪被害者等のためのノート」を活用した支援の充実	必要とする犯罪被害者等の元に「犯罪被害者等のためのノート」が行き渡るよう関係機関への周知を図ります。また、ノートを活用してもらうことで、二次被害の軽減と支援の充実に努めます。	各機関・各課

## (2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

### ○ 現状

犯罪被害者等は、精神的、身体的な被害を受ける場合が多く、精神的ショックから心的外傷後ストレス障害（P T S D）を発症し、様々な心身の不調に陥る場合があります。

しかし、こうした犯罪被害者等の心身の状況等に応じた精神科等の専門家による精神的ケアや適切な保健医療サービス、福祉サービスの提供が十分とは言えない状況にあります。

また近年、S N S 上で特定の個人が誹謗中傷を受け、自ら命を絶つという痛ましい事案も発生しており、そうした被害者の方が抱えている不安や恐怖を早期に取り除き、安心した生活が送れるよう寄り添った支援が求められています。

### ○ 基本方針

犯罪被害者等が心身に受けた深刻な影響を早期に緩和、回復できるように支援するなど各種取組を推進します。

### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等	犯罪被害者等の初診料や緊急避妊に要する費用、カウンセリング費等の公費負担制度を適時適切に運用し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。	警察本部広報県民課
		性暴力救援センターへの相談者のうち、警察への被害申告の意志がない性暴力被害者に対し、カウンセリングや被害直後の処置・検査、それらの措置についての経済的支援を行います。	男女参画・女性の活躍推進課
②	犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供	犯罪被害者等が被害後早期から専門的知識を有する専門家から精神的ケアを受けることができるよう、犯罪被害者等の意向をくみながら、佐賀V O I S Sに対する情報提供を行います。	警察本部広報県民課

No	施策名	施策概要	担当
③	犯罪被害者等からの心の悩みに関する相談	精神保健福祉センター等において、犯罪被害者及び家族に対する相談支援を行い、必要な方を医療機関へつなぎます。 また、インターネット上での誹謗中傷等は、被害者的心を大きく傷つけその命を奪う原因になりかねないことから、人権相談窓口等において相談支援を行います。	障害福祉課 人権・同和対策課
④	DV被害者の自立支援	DV総合対策センター、女性相談支援センターにおいて、福祉制度など様々な制度を活用し、DV被害者の自立に向けた継続した支援ができるよう関係機関との連携に努めます。 一時保護中のDV被害者については、女性相談支援センターにおいて心理的支援を行います。	男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課
⑤	要保護児童への立ち直り支援	児童相談所等において、被虐待児童への心理的ケア等の支援を行います。	こども家庭課
⑥	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	犯罪被害者等を含む児童生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立小中学校及び義務教育学校、県立学校にスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、児童生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。	学校教育課生徒支援室
⑦	犯罪被害者団体及び自助グループに関する情報提供	民間支援団体と連携し、犯罪被害者等が抱える問題等を互いに語り合い支え合うことなどを目的として集う自助グループの紹介等を行います。	くらしの安全安心課 警察本部広報県民課

No	施策名	施策概要	担当
⑧	医療保険の円滑な利用の確保	被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が行われること、また保険料（税）及び一部負担金等の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であることを国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知します。	国民健康保険課
⑨	犯罪被害者等に初期に接する者の研修 【再掲 1－(3)－①】	医療従事者、消防、救急隊員などの犯罪被害者等に最初に接する可能性のある者や、保健福祉教育機関等の関係者に対し、犯罪被害者等の心情や支援についての研修を行います。	各機関・各課

### (3) 安全の確保

#### ○ 現状

ストーカー被害者やDV被害者等をはじめ、犯罪被害者等の多くは、再び危害を加えられることに対して、強い恐怖や不安を抱えています。

#### ○ 基本方針

犯罪被害者等が再び危害を受けることがないよう、再被害の未然防止と安全の確保に向けた各種取組を推進します。

#### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	加害者からの再被害防止対策の徹底	同じ加害者から再び危害を加えられるおそれがある場合、重点警戒を行うなど、再被害防止を図ります。	警察本部関係各課
②	一時的避難に要する費用の公費負担	再被害を受けるおそれがある場合等に、安全を確保するため、一時的に避難するための宿泊費を公費で負担します。	警察本部広報県民課 警察本部人身安全・少年課
③	DV被害者・被虐待児童の保護と安全確保	DV被害者・被虐待児童については、その安全確保のために一時保護などの支援を行います。  また、加害者の追及行動に対処するため、犯罪被害者等の情報が漏洩しないよう情報管理を徹底するとともに、警察への通報体制を確立します。さらに裁判所から保護命令が発令された場合は、被害者の一層の安全確保に努めます。	こども家庭課 男女参画・女性の活躍推進課 警察本部人身安全・少年課
④	DV被害者等に関する情報管理の徹底	住民基本台帳事務における閲覧制限などの支援措置が市町間において遗漏なく行われ、その他の諸手続きにおいて発生するDV被害者等の住所変更や納付書の送付先等が加害者に漏れないよう、関係機関において情報管理が徹底されるよう周知を図ります。	市町支援課 男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課 警察本部人身安全・少年課

No	施策名	施策概要	担当
⑤	DV被害における広域的な対応体制の整備	女性相談支援センター等DV被害者の相談支援機関は、被害者が県外への避難を希望した場合には、広域措置が円滑に行えるよう、福祉事務所（保健福祉事務所）や他の都道府県との一層の連携に努めます。	男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課
⑥	児童虐待の防止・早期発見、対応のための連携強化	学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図ります。	法務私学課私立中高・専修学校支援室 学校教育課生徒支援室
⑦	犯罪被害者等に関する情報の保護	各種業務において、個人情報は、個々の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、特に犯罪被害者等の個人情報は、二次被害防止、プライバシーの保護や安全・安心の確保等の観点から、適切な取扱いが求められていることに十分配意します。	各機関・各課
		犯罪被害者等への報道機関の過剰な取材・報道に対しては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、二次被害の防止を図るよう考慮し、理解ある対応を求める。	くらしの安全安心課 警察本部広報県民課

#### (4) 居住の安定等

##### ○ 現状

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となつたため物理的に居住が困難となつたり、加害者が未検挙で自宅も知られているため恐怖や不安で帰宅できなかつたり、転居を強いられるケースがあります。しかし、被害による経済的困窮や事件後の精神的ショックなどにより、自ら新たな居住先を自ら探すことは非常に困難な状況にあります。

##### ○ 基本方針

関係機関、団体と連携して、一時的、あるいは中長期的な居住を確保するための各種取組を推進します。

##### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	被害直後における居住場所の確保	自宅が犯罪行為の現場になつたり、破壊されたりしたことなどにより、従前の住居に居住することが困難となつた場合には、一時的に避難するための宿泊費を公費で負担し、被害直後の居住場所の確保に努めます。	警察本部広報県民課
②	中長期的な居住場所の確保に関する情報提供	犯罪被害者等の事情に応じて、公営住宅優先入居等の制度に関する情報を提供し、中長期的な居住場所を確保するための支援に努めます。	くらしの安全安心課 警察本部広報県民課
③	犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等	犯罪被害者等に対する県営住宅への優先入居等の措置の拡充を検討するとともに、市町等と連携し支援の充実に努めます。	建築住宅課

No	施策名	施策概要	担当
④	公営住居の一時利用	配偶者からのDV被害により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に県営住宅に入居する必要があるときは、利用できるよう配慮します。	建築住宅課
⑤	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設 退所時の支援	DV被害者や被虐待児童に対し、女性相談支援センター、児童相談所等は、被害者の状況に応じた福祉施設への入所などの支援を行います。  また、女性相談支援センターは、DV被害者支援民間グループが被害者支援のために一時的及び中期的な避難場所を設置運営する場合、助言や情報提供などの支援を行います。	男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課

## (5) 雇用の安定

### ○ 現状

犯罪被害者等は、突然の事件・事故に起因する身体的・精神的被害により従前に比べて仕事の能率が低下し、治療や裁判出廷等のために、欠勤を余儀なくされることがあります。

その結果、事業者の理解が得られず、一方的に解雇され辞職を迫られるなど、厳しい状況に追い込まれることがあります。

### ○ 基本方針

雇用情勢に関わらず、犯罪被害者等が安心して雇用を維持・確保できるよう支援するとともに、事業者の理解を深めていくための各種取組を推進します。

### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	事業者に対する犯罪被害者等への理解促進	犯罪被害者等が雇用面での不利益な取扱いがないよう、民間支援団体と連携して、事業者に対する犯罪被害者等への理解促進に努めます。	くらしの安全安心課
②	新規就労、転職支援	犯罪被害者等が新規就労や転職を希望する場合には、佐賀労働局やハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を行います。	産業人材課
③	後遺障害者に対する就業情報の提供	犯罪被害により障害を負った人の状況や希望に応じ、関係機関と連携しながら、丁寧な就職支援を実施します。	障害福祉課就労支援室
④	事業主との間の労使問題に係る相談対応	犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関して相談が寄せられた場合は、佐賀労働局等の法令・制度所管機関の紹介や個別労働紛争解決制度の活用等により問題解決を図ります。	産業人材課 労働委員会事務局

## (6) 保護又は捜査の過程における配慮等

### ○ 現状

犯罪被害者等は、犯罪等によって直接心身に深い傷を負うだけでなく、その後も、保護、捜査の過程において不適切な取扱いを受けることにより、二次被害を受けることがあります。

### ○ 基本方針

犯罪被害者等の保護や捜査の過程においては、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏、人権に十分な配慮がなされることが重要です。そのため捜査員等の関係者に対して犯罪被害者等の現状に関する知識の習得を促すとともに精神的負担を軽減させるための各種取組を推進します。

### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援	事件発生直後から被害者支援要員を指定し、事情聴取や病院等への付添い、相談対応、関係機関・団体への引継ぎ等、犯罪被害者等のニーズに即したきめ細やかな支援を行い、捜査の過程における負担の軽減に努めます。	警察本部広報県民課
②	警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修 【再掲 1- (3) -②】	警察職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修等を行い、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うための知識、技能の向上を図ります。 男性やL G B T s の方の性被害等について、犯罪被害者の心情に配意した捜査及び被害者支援を推進するため、専門的知識を有する講師等による研修等を行います。	警察本部関係各課
③	犯罪被害者等のプライバシーに配慮した施設等の活用	犯罪被害者等から事情聴取をする場合には、被害者用事情聴取室を活用するなどプライバシーに配慮した施設等の活用に努めます。	警察本部関係各課
④	犯罪被害者等に初期に接する者の研 【再掲 1- (3) -①】	医療従事者、消防、救急隊員などの犯罪被害者等に最初に接する可能性のある者や、保健福祉教育機関等の関係者に対し、犯罪被害者等の心情や支援についての研修を行います。	各機関・各課

## (7) 経済的な助成に関する情報の提供等

### ○ 現状

犯罪被害者等は突然の事故や事件により家族を失う、怪我を負う、障害が残るといった直接的な被害だけでなく、働き手を失ったことによる収入の途絶、長期治療に伴う医療費の負担、精神的・身体的被害による失職等により、経済的困窮に陥る場合があります。

こうした状況において経済的負担の軽減や各種経済的な助成に関する情報提供が適切に行われないことで必要な支援を受けられず、孤立してしまうことがあります。

### ○ 基本方針

犯罪に起因して生じる犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るとともに、様々な経済的助成制度について、適切な情報提供や助言を行うなど各種取組を推進します。

### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	市町及び各種関係機関・団体の経済的助成制度の情報提供	市町及び関係機関・団体が行っている経済的な助成制度等（犯罪被害救援基金制度、生活資金給付制度、市町の見舞金制度等）について情報提供に努めます。	各機関・各課
②	犯罪被害給付制度の適切な運用と手続の迅速化	犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等に対する適時適切な教示と手続の迅速化に努めます。	警察本部広報県民課
③	犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等 【再掲 2-(2)-①】	犯罪被害者等の初診料や緊急避妊に要する費用、カウンセリング費等の公費負担制度を適時適切に運用し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。	警察本部広報県民課
		性暴力救援センターにおいて、警察への被害申告がない性暴力被害者に対し、臨床心理士によるカウンセリングや被害直後の処置・検査、それらの措置についての経済的支援を行います。	男女参画・女性の活躍推進課
④	医療保険の円滑な利用の確保 【再掲：2-(2)-⑧】	被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が行われること、また保険料（税）及び一部負担金等の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であることを国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知します。	国民健康保険課

No	施策名	施策概要	担当
⑤	ひとり親家庭、障害者等への医療費助成制度の情報提供	母子家庭、父子家庭等への医療費の助成制度について説明を行います。	こども家庭課
		身体障害、知的障害、精神障害のある方への医療費の支給制度等について説明を行います。	障害福祉課
⑥	法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供	犯罪被害者等支援弁護士制度についての説明と周知を図ります。	くらしの安全安心課 警察本部広報県民課
⑦	佐賀県弁護士会と連携した法律相談に係る情報提供	県が弁護士会と連携して行っている弁護士相談費用助成制度についての周知を図り、精神的、経済的負担の軽減に努めます。	くらしの安全安心課

### 3 県民の理解増進

#### (1) 県民等の理解の増進

##### ○ 現状

県民が犯罪被害者等の置かれた立場や必要としている支援について知る機会は乏しく、犯罪被害者等の実情に対する県民の理解・関心は十分とは言えない状況です。

こうした理解不足が、周囲の人々による配慮のない言動や無関心につながり、結果として二次被害の要因となっている可能性があります。

##### ○ 基本方針

県民が犯罪被害者等に対する理解を深め、「できることから支援する」という社会全体の気運が高まるよう、犯罪被害者等の置かれた状況や必要としている支援、実際に行われている支援内容などについて、幅広く広報啓発活動を展開するなど各種取組を推進します。

##### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	広報誌やウェブサイトのほか、新聞やテレビ、ラジオ等の各種広報媒体等を活用し、犯罪被害者等支援に関する広報啓発の充実に努めます。	くらしの安全安心課 警察本部広報県民課
②	「犯罪被害者月間」における広報啓発活動	犯罪被害者等支援に関する県民の理解を深めるため、犯罪被害者月間(毎年 11 月 1 日から 12 月 1 日)にあわせて、「犯罪被害者支援フォーラム」の開催や集中的な広報活動等を行うなど、広報啓発を強化し県民の理解促進に努めます。	くらしの安全安心課 警察本部広報県民課
③	「児童虐待防止推進月間」における広報啓発活動	国の「児童虐待防止推進月間」(毎年 11 月)にあわせて、児童虐待防止のため広報啓発に取り組み、県民の理解促進に努めます。	こども家庭課
④	「命の大切さを学ぶ教室」	中学生や高校生等を対象とした犯罪被害者遺族等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催を支援し、犯罪被害者等が犯罪から受けた様々な痛み、家族を亡くしたことで抱いた思い、命の大切さについて理解を深め、犯罪被害者等に対する配慮・協力への意識の涵養を図るとともに、規範意識の向上を図ります。	法務私学課私立中高・専修学校支援室 学校教育課生徒支援室 警察本部広報県民課

No	施策名	施策概要	担当
⑤	道徳教育の推進	<p>道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々の参加や協力を得たりしながら、豊かな心の育成に努めます。</p> <p>また、道徳教育を通じて、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を養うよう努めます。</p>	学校教育課生徒支援室
⑥	犯罪被害者等支援講座の開講	<p>事業者や大学生等を対象とした犯罪被害者等支援講座等を開催し、犯罪被害者等への理解促進に努めます。</p> <p>犯罪被害者等支援に係る講座を開講し、県民の理解増進に努めます。</p>	くらしの安全安心課
⑦	広報や講演会等によるDV防止啓発等の推進	<p>DVに関する正しい理解を深める啓発や、相談窓口や法律に基づく制度についてのさらなる周知を図り、DV予防教育を推進し、被害者にも加害者にもならなかったための意識の定着を図ります。</p> <p>特に、国の「女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～25日）」において、女性に対する暴力防止講演会やDV防止啓発展示等を行い、広く県民に対する啓発を進めます。</p>	男女参画・女性の活躍推進課
⑧	事業者に対する犯罪被害者等への理解促進 【再掲 2-(5)-①】	犯罪被害者等が雇用面での不利益な取扱いがないよう、民間支援団体と連携して、事業者に対する犯罪被害者等への理解促進に努めます。	くらしの安全安心課

## (2) 意見の反映

### ○ 現状

犯罪被害者等から関係機関・団体等に寄せられた意見や要望が施策に十分に反映されていない状況があります。

### ○ 基本方針

犯罪被害者等の声を施策に活かすため、機会あるごとに犯罪被害者等からの意見を聴き反映に努める各種取組を推進します。

### ○ 具体的な取組

No	施策名	施策概要	担当
①	各業務における犯罪被害者等の意見等の把握	各業務において、犯罪被害者等からの意見を聴くことに努め、犯罪被害者等からの切実な意見や要望を把握するとともに、施策に反映するよう努めます。	各機関・各課
②	県民等からの意識調査による把握	集会や研修会等において、県民等から「犯罪被害者等に対するアンケート」を行い、県民意識の把握と施策への反映に努めます。	くらしの安全安心課
③	有識者等の意見の反映	推進計画の検討・見直しなど必要に応じて、有識者等の懇談会やパブリックコメントを実施し、意見の反映に努めます。	くらしの安全安心課